



にしごう

広報にしごう第185号
昭和61年5月1日

VOL.5

■村のうごき 人口14,773人(+7) 男7,448人(+1) 女7,325人(+6) 世帯数3,578戸(-13) 4月1日現在()は対前月日

▼大平で



▲下新田で



大空にはばたけ!!

▲谷地中で

▼一の又で



▼真船で



おもな内容

昭和61年度当初予算	2~3
町長 追放功労者に感謝状 (保健委員会臨時総会)	4
ふくしまふるさと産業おこ し基金の活用	5
家庭における非行防止の10ポイント	6
訪問販売に引っかけられないために	7
おしらせ	8

昭和61年度
当初予算

本年度は

三十三億六十万円

昭和61年度当初予算は、三十億六十万円と決まりました。近年の財政事情は国、地方を問わず厳しさを増す一方です。この状況下、経費節減合理化を一層推進するとともに財源の重点的配分に徹することを基本方針として、長期的展望に立った

調和のとれた「ふるさと西郷村」づくりを推進し、村民生活の向上を図るものです。

村の財政は、歳入面で村税の伸びが二十・一%（一億九千三百三十八万八千円増）と国、県と比較して高い伸率となりました。これは主に、企業等の誘致により法

率はマイナス一・三%、（三十三億六十万円）となりました。

予算の歳入内訳は村税が十一億五千六百九十七万四千円で三十五・一%、地方交付税が七億三千五百万円二十二・三%となりこの二つで歳入の半分以上を占めています。また国庫支出金が九・三%（五千四百二十二万四千円）の減、県支出金が二十八・七%（六千七百七十六万一千円）の減となっています。

一方歳出面では、家族旅行村整備事業が新しく採択され商工費で百十七万八千六百（一億二千五百二十万三千円）の増で一億九千五百三十一万四千円となりました。また、消防費においては格納庫建設工事、消防屯所建設工事及び西白河郡では初めての軽自動車積載車の購入により

三十一・〇%（二千七百五十五万五千円）の増となっています。



▲今年度より事業開始される家族旅行村建設予定地

の前年度に

昭和61年度当初予算目的別状況

単位：千円%

歳入		歳出					
項目	本年度 構成比	前年度 構成比	比較 伸率	項目	本年度 構成比	前年度 構成比	比較 伸率
1 村 税	1,156,974 35.1	963,586 28.8	193,388 20.1	1 議 会 費	75,270 2.3	67,839 2.0	7,431 11.0
2 地 方 譲 与 税	70,615 2.1	67,000 2.0	3,615 5.4	2 総 務 費	446,676 13.5	438,698 13.1	7,978 1.8
3 燃 料 費	28,000 0.8	24,626 0.7	3,374 13.7	3 民 生 費	260,514 7.9	236,153 7.0	24,361 10.3
4 自 動 車 取 得 税 交 付 金	35,000 1.1	35,000 1.1		4 衛 生 費	116,203 3.5	168,807 5.0	△52,604 △31.2
5 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	14,978 0.5	14,978 0.4		5 勞 働 費	8,282 0.3	8,866 0.3	△584 △6.6
6 地 方 交 付 税	735,000 22.3	738,200 22.1	△3,200 △0.4	6 農 林 水 産 業 費	284,376 8.6	417,862 12.5	△133,486 △31.9
7 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,445 0.1	2,590 0.1	△145 △5.6	7 商 工 費	195,314 5.9	70,111 2.1	125,203 178.6
8 分 担 金 及 び 負 担 金	225,951 6.8	311,245 9.3	△85,294 △27.4	8 土 木 費	1,147,134 34.8	1,230,198 36.8	△83,064 △6.8
9 使 用 料 及 び 手 数 料	30,695 0.9	30,506 0.9	189 0.6	9 消 防 費	116,441 3.5	88,886 2.7	27,555 31.0
10 国 庫 支 出 金	528,414 16.0	582,538 17.4	△54,124 △9.3	10 教 育 費	378,950 11.5	388,533 11.6	△9,583 △2.5
11 県 支 出 金	168,160 5.1	235,921 7.1	△67,761 △28.7	11 災 害 復 旧 費	7,830 0.2	15	7,815 52.100
12 財 産 収 入	12,545 0.4	12,502 0.4	43 0.3	12 公 債 費	248,209 7.5	209,676 6.3	38,533 18.4
13 寄 附 金	1,390	200	1,190 595.0	13 諸 支 出 金	0	1,982 0.1	△1,982 皆 減
14 繰 入 金	32	50,001 1.5	△49,969 △99.9	14 子 備 費	15,401 0.5	17,496 0.5	△2,095 △20.0
15 繰 越 金	10,000 0.3	8,000 0.2	2,000 25.0				
16 諸 収 入	56,901 1.7	23,829 0.7	33,072 138.8				
17 村 債	223,500 6.8	244,400 7.3	△20,900 △8.6				
歳 入 合 計	3,300,600 100.0	3,345,122 100.0	△44,522 △1.3	歳 出 合 計	3,300,600 100.0	3,345,122 100.0	△44,522 △1.3

調和のとれたふるさと西郷村づくり

農林業

団体営ほ場整備事業として鶴生地区及び高助地区が前年で終了しました。これは、昭和五十六年度より五ヶ年計画で面積五六・九ヘクタール、事業費二億八千八百五十万円が実施されてきたものです。なお今年度は山下地区が継続で実施されます。

また、県営ほ場整備事業として羽太地区が継続して実施されます。これは昭和六十三年完成を目指し二百四十七ヘクタールの農地に二十三億五千万円が投資されます。さらに柏野地区も今年度より着手

商工

しましたがこれは六十七ヘクタールの農地を整備するものです。また、新農業構造改善事業の一環として農村広場の整備、農村基盤総合整備事業として農道の整備などが計上されています。

かねてより懸案となっていた家族旅行村整備事業が実施されます。この事業は、総面積二十八ヘクタールの土地に勤労者が週休等余暇を利用して自然に親しみながら健康増進、人間性の回復、生活の充実感の増大等を図るための施設（センターハウス、野外スポーツ施設等）が建設される予定です。この事業は、第三セクターにより実施されますが今年度村単独事業費分として七千三百五十八万六千円が予算計上されました。

また、県が事業実施主体として西の郷生活環境保全林事業が施行されていますが、村単独事業として、東小屋、トイレ、テニール、ベンチ、水の遊び場等の施設が設置される予定です。

役場職員の人事異動

▼四月一日付にて、次のとおり人事異動がありました。()内は旧職名です。

課長相当職

▼参事兼任民課長 河越保夫 (水道事業所長兼管理係長) ▼商工観光課長 星房利 (学校教育課長) ▼議会事務局長 中村良一 (会計室長) ▼農業委員会事務局長 白岩寛 (住民課長)

▼西郷村第二保育所長 菊地国雄 (給食センター所長) ▼学校教育課長 近藤克夫 (議会事務局長) ▼給食センター所長 近藤英爾 (西郷村第二保育所長)

▼水道事業所長 高崎武雄 (商工観光課長) ▼西郷村保育所主任 須藤保夫 (住民課課長補佐兼任住民係長) ▼会計室長 大場武雄 (総務課長補佐兼財政係長)

▼都市計画課長補佐兼計画係長 真船啓 (水道事業所次長兼施設係長) ▼水道事業所次長兼管理係長 阿久津興一 (都市計画課長補佐兼区画整理係長) ▼総務課長補佐兼財政係長、交通防災係長 相山保則 (総務課、庶務係長兼防災交通係長) ▼住民課長補佐兼任住民係長 鈴木正敏 (産業課、農政係長) ▼社会教育課長相当職

▼住民課、年金係長 鈴木美智子 (保健課、国保係長) ▼産業課、農政係長 山本洋司 (住民課、福祉係長) ▼保健課、保健衛生係長 森下富夫 (保健課主任) ▼保健課、国保係長 神田金吾 (住民課、年金係長) ▼商工観光課、観光係長 君島喜弘 (商工観光課、主査) ▼住民課、福祉係長 熊田公一 (住民課主任) ▼建設課、管理係長 真船查 (企画調整課、主査) ▼都市計画課、区画整理係長 鈴木房光 (産業課、主査) ▼農業委員会事務局、農地係長 鈴木恒男 (農業委員会事務局主査)

▼総務課、庶務係長 内藤信光 (税務課、主査) ▼企画調整課、広報統計係長 高久美智子 (企画調整課、主査)

主査

▼住民課、主査 鈴木謙二 (社会教育課、主査) ▼商工観光課、主査 佐藤文子 (企画調整課、主査) ▼産業課、主査 小松茂 (税務課、主査) ▼総務課、主査 円谷文雄 (総務課、主事) ▼保健課、主査 横溝三枝子 (保健課、主事) ▼企画調整課、主査 小針健夫 (企画調整課、主事) ▼学校教育課、主査 真船和憲 (学校教育課、主事) ▼水道事業所、主査 佐藤政則 (水道事業所、主事)

課員

▼税務課 長谷川洋之 (総務課) ▼税務課 藤田雄二 (産業課) ▼住民課 小針初代 (有線放送電話室) ▼西郷村保育所 相川裕子 (西郷村第二保育所) ▼西郷村保育所 辺見久美子 (西郷村第二保育所) ▼西郷村保育所 佐藤喜美代 (西郷村第二保育所) ▼西郷村第二保育所 鈴木恵美子 (西郷村保育所) ▼西郷村第二保育所 金沢久美子 (西郷村保育所) ▼西郷村第二保育所 熊谷千代子 (西郷村保育所) ▼商工観光課 吉田博 (広域市町村圏整備組合) ▼産業課 東宮清章 (建設課) ▼企画調整課 山崎昇 (都市計画課) ▼企画調整課 鈴木千鶴子 (商工観光課) ▼有線放送電話室 高橋由喜子 (社会教育課) ▼社会教育課 高田美重子 (住民課) ▼広域市町村圏整備組合派遣 金田昭二 (商工観光課) ▼総務課付 鈴木忠夫 (農業委員会事務局長)

ゴミ追放功労者に感謝状

昭和60年度保健委員会

現在、我が西郷村では「ゴミの追放」を宣言し、ゴミのない村づくりを推進しているところですが、昭和六十年度西郷村保健委員会（高内安太郎委員長）臨時総会が去る三月二十六日午前十時から、文化センターに於て開催されました。

臨時総会席上、これまでゴミ追放宣言の看板設置や小田倉小（クリーン作戦）、川谷中の清掃奉仕を行い、ゴミ追放活動に貢献された各団体、個人の方々に村長より感謝状が贈呈されました。

- 受賞者は左記のとおりです。
- 小針義春○相山サツ子○鈴木一三○石井義市○尾股完治○君島甚六○海老名倉男○近藤栄寿○鈴木清栄○白岩フミエ○鈴木雄治○猪越静作○（真名子寿会）菊地ハル○若島開作○高久正文○山下栄光○（追原婦人会）小林智恵子○森源一○樋谷弘○真船和治○海老名文雄○金沢重哉○須藤文雄○岩本道子○芳賀健一○大場矩雄○鈴木正一○椎名正治
 - 下折口原第6区4班
 - （態倉婦人会）田村アイ子○西原隣組○森下アエコ○後藤誠
 - 高内安太郎○前田豊○早津順子○相川トク○竹重千代子○森礼子○小林長吉○池田久枝○相川文栄○相川トク○鈴木宗吉
 - 筒井佳余○皆川勇○鈴木常夫
 - 原中行政区第12組
 - 石井盛治○山口政江○市村ヒ

- ロ子○渡辺勝夫○鈴木末蔵
- （稗返婦人会）月岡キミ子○高橋辰蔵○独古秋雄
- 一の又行政区第5組
- 佐久間正美○石井エイ○菊地重助○（川谷老人クラブ）渡辺鶴寿○近藤文明○鳴海義勝○草野好美○藤島昇○平賀春雄○相笠茂

- 西郷村商工会○西郷村消防団
- 西郷村建設業組合○西郷村観光協会○PTA連絡協議会○老人クラブ連合会○婦人会連絡協議会○連合青年会○小田倉小学校児童会○川谷中学校生徒会
- お母さんゼミナール○大石商店○西郷第一中学校生徒会○羽太婦人会○川谷婦人会○小田倉婦人会○米婦人会○小田倉老人クラブ○原中老人クラブ○熊倉老人クラブ○下羽太老人クラブ○米老人クラブ○折口原老人クラブ○上羽太老人クラブ○真船老人クラブ○追原老人クラブ
- 小峰ライオンズクラブ
- 安達朝三○小林廣子○浅野ユキ子○永井道雄○鈴木明○熊本清○吾妻一正○安達二千六百
- 西坂雄治○春日部弘○佐藤敏洋○秋元実○森俊男○小泉モト
- 田辺ツル○室井吉衛○佐藤久男○渡辺幸夫○森政之助○小林政雄○穂積毅○東宮武○山田多門○鈴木義則○鈴木昇○角田利勝○鈴木武夫○兼子誠○佐藤文男○薄井正次郎○鈴木兼吉○佐藤幸司○佐藤長三郎○渡辺正行
- 兼子勉○塔崎一雄○大津正史
- 市橋好延○福島吉彦○田場川和夫○渡部満○高瀬健一○鈴木

七項目を答申

西郷村行政改革推進会議（佐藤一會長、他委員九名）は、鈴木村長から諮問された左記の七項目について昨年十月から検討を重ねてきました。今年三月ででに開かれた第十回の会議で答申内容をまとめ、三月二十日村長に答申しました。

答申は事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託・OA化等事務の簡素合理化、会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化、給与の適正化、定員管理の適正化、その他の七項目から成っており、厳しい内容になっております。これを受けて現在西郷村行政改革推進本部では、地方行革の大綱策定のため具体的内容の検討をしております。



▲鈴木村長に答申する佐藤會長

5月の飛び石連休を うめる休日ができました

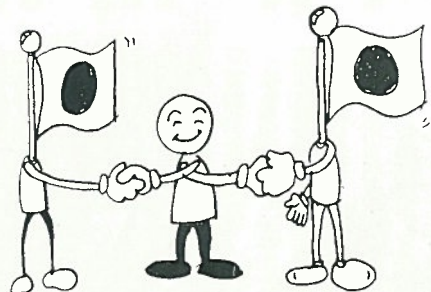
一祝日法の改正一

休日が1日ふえることになりました。とはいっても2つの条件がついています。まず前日と翌日が「国民の祝日」でなければなりません。現在日本では、5月4日だけがその日に当たります。また、その日が日曜日や振替休日の時には、休日にはなりません。「な～んだ」と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、飛び石連休の間をうめるうれしい改正には違いありません。

これは、国民の祝日に関する法律が一部改正されたことによるものです。

今年は5月4日が日曜日、来年は3日（憲

法記念日）が日曜日なので、4日は振替休日となり、残念ながら、改正された祝日法は適用されません。そのため、実際に恩恵をうけるのは昭和63年から、ということになります。お楽しみは、ちょっと先ということになりますね。



元気に入所式

村内各保育所

昭和六十一年度新入児の保育所入所式が四月五日、西郷、西郷第二、川谷の各保育所で行われました。

入所式は、午前九時半より所長あいさつ、来賓祝辞に続いて担任の保母が一人一人紹介されました。保母のやさしい顔を見ると新入児、在所児は緊張感から解放され表情の良い顔で話を聞いておりました。

式が終ると子供たちは、早速歌をうたったり先生達の人形劇を見たり、元気に新年度のスタートを切りました。



ふくしま・ふるさと産業おこし運動推進シンボルマークの使用について

一、使用にあたって

ふくしま・ふるさと産業おこし運動推進シンボルマークは、ふくしま・ふるさと産業おこし運動の推進に活用し、福島県のイメージアップを図るため、昭和60年8月1日に制定されたものです。

二、使用の対象

シンボルマークの使用の対象は、「ふるさと産品」と「行事等」に限定されておりその定義は次のとおりです。

「ふるさと産品」

ふるさと産品台帳記載要領に基づき、市町村が地域の意思により選定し、ふるさと産品台帳に登録されているもの

「行事等」

運動の趣旨に適合する各種行事、催し、祭り等

三、使用者の責務

自己の責任において、関係法令を遵守

してください。

(2) 「ふるさと産品」に使用する

ときは、毎年度末、届出書の提出先に「生産・製造等実績報告書」(様式第2号)を提出してください。

四、その他

シンボルマークの使用についてのお問い合わせ先は、次のとおりです。

福島県企画調整部地域振興課

〒960 福島市杉妻町二一六

☎〇二四五―二二―二二

内線二五四三、二五四六

西郷村役場企画調整課

☎二五―二二―二二

内線三二二―三三二二

2. 行事等に使用するとき



ふくしま・ふるさと産業おこし運動推進シンボルマーク

1. ふるさと産品に使用するとき



子供の交通事故をなくそう!!

春の全国交通安全運動期間の四月六日、西郷村交通安全対策協議会では子供の交通事故防止を願ひ、村内全域に交通安全啓蒙パレードを行いました。

このあと西二中前と西郷駐在所の二ヶ所でドライバリーに、チラシヤステッカーを配りシートベルト着用と安全運転を呼びかけました。

みなさんは、くれぐれも事故に合わぬよう、起きないうち交通安全運動にご協力下さい。



交通安全教育専門員に委嘱状

今年度から従来の交通指導員に変わり、村内における交通安全に関する知識の普及や思想を高めるため、この度新しく交通安全教育専門員が発足し四月一日村長より委嘱状が交付されました。

今後、交通安全教育活動や街頭



東宮 武さん



高内安太郎さん

指導、交通安全関係ボランティア団体の育成・指導等を行います。委嘱された方々は左記のとおりです。

東宮武 西郷村大字小田倉字 道南四六一二

高内安太郎 西郷村大字小田 倉字豊作三十

家庭における非行防止の10ポイント

- 一、子供を放任しない（子供を育てる責任の自覚を）
- 二、親子の対話を忘れない（笑いのあつめる家庭づくりを）
- 三、親の権威を失わない（しつけに自信、父親の厳しさも愛）
- 四、子供に善悪のけじめをつけさせることを忘れない（家庭は最も身近な社会）
- 五、一貫したしつけ、教育方針を持つ（子は親を写す鏡で）
- 六、小さい時からしつけることを怠らない（三つ子の魂百まで）
- 七、二つしかつたら、三つほめるよう心がける（子供に自信とやる気を）
- 八、子供を甘やかさない（つらさに耐えられる、たくましい子供に）
- 九、子供に過度の期待をかけず、適切な目標と進路を持たせる（のばそう子供の自主性と自立心を）
- 十、ポルノ雑誌等を家庭に持ち込まない、

村長杯ソフトボール大会開幕！

4月11日より試合が開始されました



スパイクタイヤ使用自粛期間

4月1日～11月30日

スパイクタイヤをはきかえよう



お父さんお母さんへのお願い

持ち込ませない（健全な家庭環境を）



言葉の履歴書

「五月蠅い」と書いて「うるさい」と読みます。これは、暑くなり始めのころの蠅が、つきまとつてうるさいところからきたものです。

五月蠅い

「うるさい」と書いて「うるさい」と読みます。これは、暑くなり始めのころの蠅が、つきまとつてうるさいところからきたものです。「うるさい」と書いて「うるさい」と読みます。これは、暑くなり始めのころの蠅が、つきまとつてうるさいところからきたものです。

「さみだれ」「さおとめ」などと同じく、田の神に関係のある古代語と考えられています。ところで、現在「あの先生はうるさい人だ」といえば、いやがられている場合にしか使われ

それが「わすらわしいほど、よく気がつく」というプラス・イメージから「行き届き過ぎて、うっとうしい」というマイナス・イメージのみに変わり、「五月蠅い」と表記されるようになったのです。

犯罪捜査にご協力を!!

全国的に最近の犯罪は、広域化、スピード化、複雑化してきています。警察では、事件を早く解決するため、機動力の向上と科学捜査の充実に努めています。

- 被害にあつたら必ず届出を!!
- 犯罪について知っていることは、積極的に通報を
- 事件の発生を知ったときは、すぐ一〇番を

● 聞込みにご協力ををお願いします。



訪問販売に引がかからないために

かたり商法

役所関係のかたり

あたくも消防署や郵便局などの公的機関からの訪問らしくよそおい、商品を売りつけるものです。制服らしいものを着ているので、だまされたという苦情が多いのです。

〔表札〕家族全員の名前を標示しておくことは、郵便物配達の上からも望ましいことですが、強制されるものではありません。強金を受け取ったあと、名前を書き入れたものを送らず、ドロ

〔避妊具〕店頭では買いにくいといった性質の商品であるため、訪問販売を利用する人が多いと思われまふ。問題は、利用者の無知につけ込んだオーバートーク(妊娠中にも使用するべきとか、手持ちのものは体に悪いとか)と過量販売です。一グロスは十二ダース(百四十四個)です。十グロスも買ったらどうなるか、ご主人にも話せず、割賦代金の支払いに泣く若奥さんもあります。



消防署の方から
消火器の
点検にきました

こんど郵便局の指導で
この表札を全世帯に
取り付けることになりました

清掃局の者だが
お宅のゴミバケ
ツはこわれていて
収集作業がやりに
くいので、ゴミ容
器を買ってください



いま、保健所で家族計画の
無料相談と有害製品追放
運動を実施中です……



契約は慎重に!

商品やサービスを売買する約束を、売買契約といえます。私たちが「買います」という意思を販売者に伝え、販売者は「売ります」という意思を消費者に伝えると売買契約は成立します。

私たちが、商品を買うまでは、本当に必要なのか、どんな種類があるのか、どのメーカーがよいか、あるいは、価格はいくらかなど、検討します。このような検討の後、はじめて買う意思は決定されるのです。

訪問販売では、セールスマンにつめよられて、買う意思がないのに、すすめられるまま氏名を書いてしまうことがあります。契約書が整っていると、買う意思があったと思われがちです。商品はいつでも買えるのですから、契約は慎重に行うことが大切です。

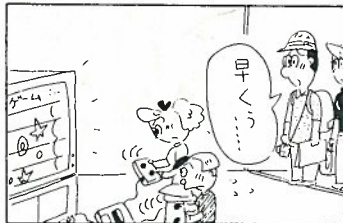
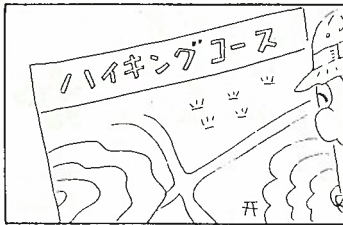
訪問販売で苦情が多い理由のひとつに、クレジットを利用した契約が多いことがあげられます。クレジットのうち最も苦情が多いのは、「立替払い契約」です。訪問販売で、クレジットを使った取引は「訪問販売等使用した取引は「訪問販売等使用した取引」と「割賦販売法」の両方の法律の規制を受けます。

訪問販売やクレジットによる販売は、法律で業者を規制したり、クーリングオフ制度を設けなければならぬ程、消費者には不利な取引方法なのです。そのため、今まで以上に、しっかりと判断が要求されます。セールスマンの話は真実か、本当に必要な商品なのかを、目を改めて検討する姿勢が大切です。

うまい話は、
ご用心、ご用心!

さわやか 君

西村宗



労働保険加入事業主の皆さんへ

労働保険年度更新のお知らせ
 昭和61年度の労働保険の年度更新手続きは、済みませうか。まだ手続きが終っていない方は**5月15日**が申告期限です。すぐ最寄りの金融機関、郵便局、労働基準監督署、福島労働基準局、又は県雇用保険課に自主申告、自主納付下さるようお願いします。

昭和61年4月

事業主各位

福島労働基準局
 福島県商工労働部

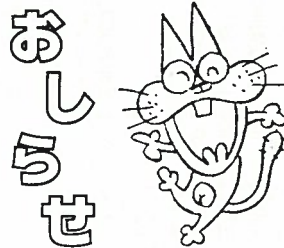
ドライバーのみなさんへ

5月は、自動車税の納期です。お早めに最寄りの銀行、農協、郵便局等から納めましょう。

○自動車税の減免

身体が御不自由な方などが車をお持ちの場合は、自動車税が減免になる場合があります。

県税事務所へおたずねのうえ、5月24日までに申請してください。



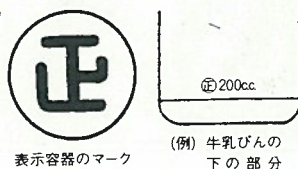
6月7日は 計量記念日

㊦印のついたびん詰商品を選びましょう

お酒やしょう油などの大部分の、びんの下の方には㊦(下図1)のマークがつけられています。

これは計量法で定められているもので「表示容器」通称マルジョウびんといっています。この容器は(図2)一定の高さに詰められている場合は、いちいち計ることもなく販売してよいことになっています。ビンの内容積が一定している特殊な容器だからです。現在、酒・ビール・しょうゆ・ソース・牛乳・酢など14品目、61種類のビンの型式が定められています。

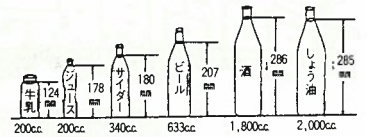
図1



表示容器のマーク

(例)牛乳びんの下の部分

図2



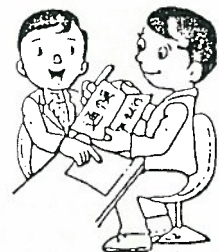
マル優などの 手続が変わりました

昭和61年1月1日以後に預け入れる預貯金に対するマル優などの手続が変わりました。

預貯金の口座を開設する場合には、住民票の写し、印鑑証明、健康保険証、年金手帳、運転免許証などを提示して、住所、氏名及び生年月日の確認を受けなければならないことになりました。

これらの手続をしない預貯金の利子には所得税がかかります。

詳しくは、最寄りの税務署や税務相談室へどうぞ!



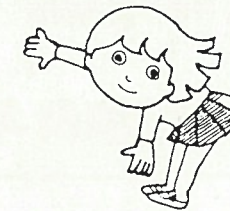
④	③	②	①	種 類	非課税限度額	合 計
財形貯蓄 財形年金貯蓄	ロ 住宅積立郵便貯金	イ 郵便貯金(ロを除く)	マル優	マル優	三〇〇万円	※サラリーマン以外 合計 九五〇万円
五〇〇万円	あわせて 五〇万円	三〇〇万円	特別マル優	三〇〇万円	三〇〇万円	
合計一、四五〇万円		※サラリーマン		合計	九五〇万円	合 計

(参考) 利子の非課税制度

財政のお知らせ

昭和60年度決算概要

村は毎年2回、財政の状況を村民の皆さんに公表しています。今回は、昭和60年度のお金の使いみちである決算の総体と、昭和61年度の予算執行、財産の状況（昭和61年3月末現在）などをお知らせします。



昭和60年度決算及び決算収支の状況

(単位：千円)

区分	歳入 (A)	歳出 (B)	歳入歳出差引高 (C)
一般会計	3,685,118	3,607,875	77,243
国民健康保険特別会計	711,724	670,300	41,424
有線放送電話事業特別会計	32,741	31,203	1,538
老人保健事業特別会計	452,054	451,000	1,054
土地造成事業特別会計	333,572	659,165	△ 325,593

(注) 赤字分については翌年度歳入繰上充用金で対応。

昭和60年度村の決算は、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせて総額60億 5,308万 8千円となりました。村においては歳入の確保と徹底した経費の節減、合理化など節度ある財政運営に努め財政構造の弾力性の回復を図りながら村民生活の向上と村民生活に直結した事業を積極的に推進し、可能な限りの財源を充てることに努力しました。歳入のうち地方交付税の対前年比 4.1% (3,475万円) の減、国庫支出金の12.1% (7,265万1千円) の減となりましたが、村税については法人村民税等の伸びにより14.5% (1億 5,067万6千円) の増となりました。歳出では、人件費、公債費等の義務的経費が増加する中で、投資的経費に充てる財源の捻出が困難であることから厳しい財政運営を余儀なくされるところであります。このような中で「健康で明るい豊かな村づくり」を基本方針として財源の重点的かつ効率的配分に努めました。

水道事業会計

(単位：千円)

区分	決算額
収益的	収入 228,386 支出 164,550
資本的	収入 449,300 支出 468,998

(資本的収支が不足する額は損益勘定留保資金で補てん。)

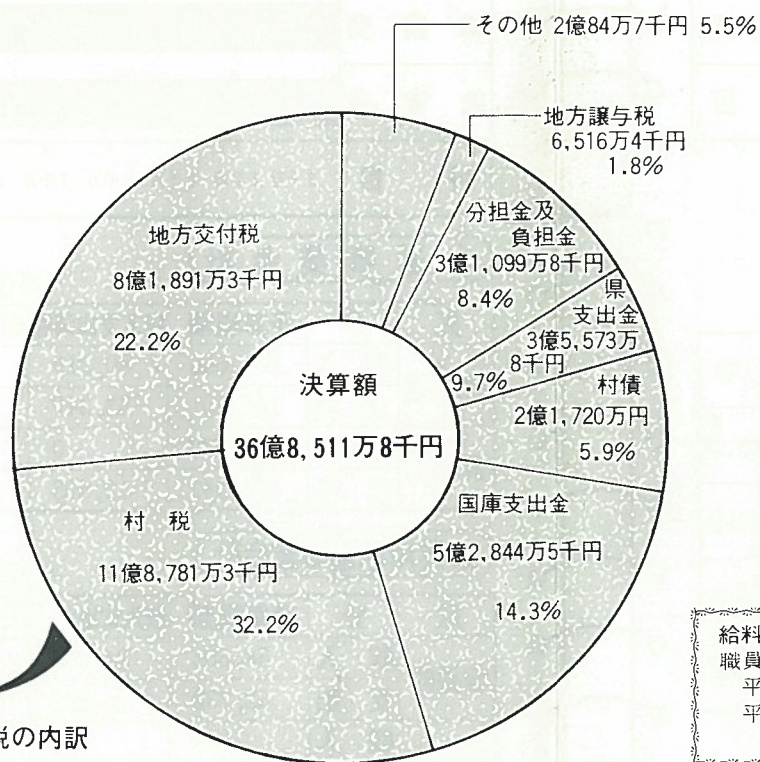
工業用水道事業会計

(単位：千円)

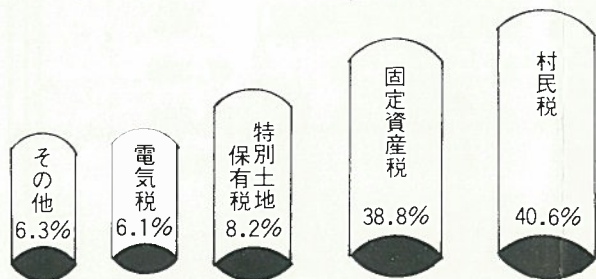
区分	決算額
収益的	収入 63,380 支出 63,205
資本的	収入 0 支出 50,227

(資本的収支が不足する額は許可済未借入企業債で補てん。)

歳入決算の構成

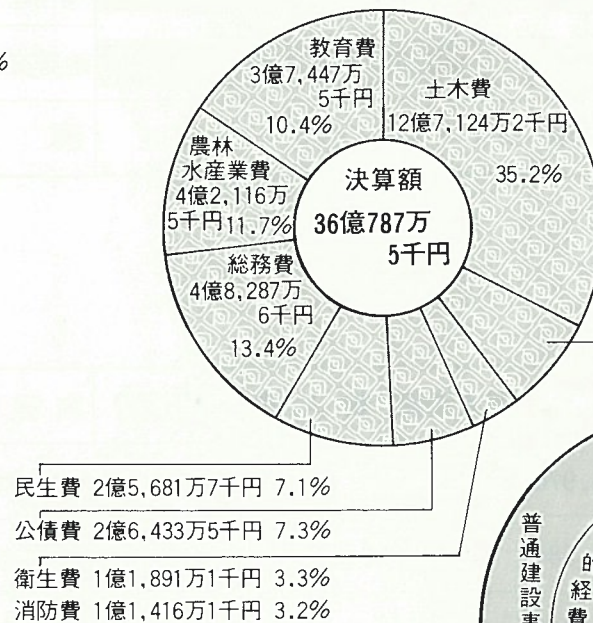


村税の内訳



一般会計

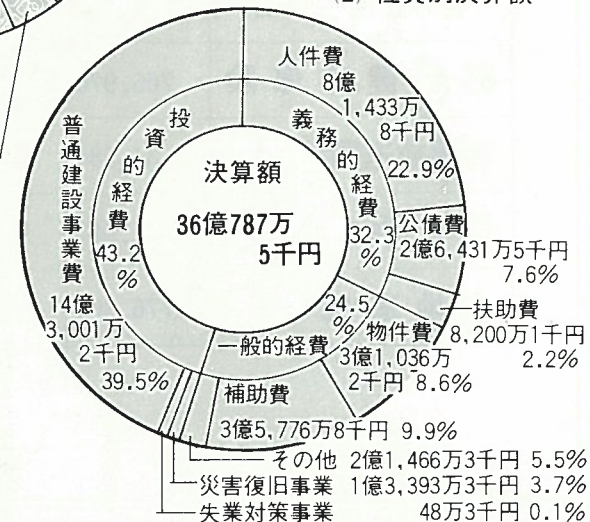
(1) 目的別決算額



給料の公表 (61.4.1現在)	
職員給与(一般職)	初任給 大卒 113,200 短大卒 101,700 高卒 95,500
平均給与	212,700
平均年齢	37才

歳出決算の構成

(2) 性質別決算額



昭和61年度

予 算 執 行 状 況

(61年9月末現在)

予算現額35億4,175万5千円のうち収入済額15億1,516万1千円

一 般

千円	%	千円	科目
594,370	10.1	60,085千円	その他
35,000	42.6	14,914千円	自動車取得税交付金
56,980	80.5	45,866千円	諸収入
70,615	16.9	11,911千円	地方譲与税
227,001	6.1	13,861千円	分担金及び負担金
38,620	100.0	38,620千円	繰越金
540,695	16.8	90,925千円	国庫支出金
1,156,974	58.0	671,304千円	村税
821,500	69.1	567,675千円	地方交付税
予算現額	収入率		

特別会計

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険	765,976	291,802	38.1	282,250	36.8
有線放送電話事業	34,584	18,284	52.9	14,154	40.9
老人保健事業	531,987	245,994	46.2	232,881	43.8
土地造成事業	776,309	394,087	50.8	328,220	42.3

会 計

予算現額35億4,175万5千円のうち支出済額12億6,859万9千円

科目	千円	%	千円
その他	76,046千円	23.5	314,822
議会費	36,353千円	47.3	76,780
消防費	56,327千円	46.0	122,563
衛生費	42,842千円	34.8	123,228
農林水産業費	80,617千円	28.5	282,713
公債費	110,428千円	44.5	248,209
土木費	358,011千円	29.1	1,229,299
民生費	126,037千円	47.5	265,341
総務費	242,108千円	50.7	477,163
教育費	139,830千円	34.8	401,637
科目	3千万 4千万 5千万 6千万 7千万 8千万 1億 2億 3億	支出率	予算現額

水道事業会計

(単位：千円)

区分	予算現額	収入支出済額	収入支出率
収益的	収入	181,656	80,219 44.2%
	支出	167,101	53,347 31.9
資本的	収入	245,022	0 0
	支出	366,542	12,505 3.4

〔村債・企業債の状況〕 (千円)

一般会計	2,054,108
特別会計	34,225
水道事業会計	765,284
工業用水道事業会計	326,000

工業用水道事業会計

(単位：千円)

区分	予算現額	収入支出済額	収入支出率
収益的	収入	58,602	24,533 41.9%
	支出	62,732	24,690 39.4
資本的	収入	0	0 0
	支出	0	0 0

〔村有財産の状況〕 (㎡)

建物	47,386
土地	7,295,360
(山林含む)	